



2021年8月2日 No. 156 (毎月1日発行)

輸出増値税還付手続きの簡略化について

国家税務総局は2021年6月3日、輸出増値税還付システムの最適化による納税人への更なる高品質サービス提供に関する公告（国家税務総局公告2021年第15号、以下15号公告）を公表しました。この15号公告においては、輸出増値税還付に関する提出資料の簡素化、管理の最適化を掲げており、これまで必要手続きが多くハードルの高かった輸出増値税還付手続きの簡素化を図ることを目的としています。

今回公表された主な内容は以下のとおりです。この15号公告により、輸出増値税還付が可能となる企業様の増加及び担当者の負担軽減が期待されます。

- 輸出増値税還付（免除）申告事項の一部取り消し
 - ① 各種証明書類と電子情報が一致しない場合に提出していた、輸出増値税還付証明書類と電子情報の無関連申告書の提出を停止する。
 - ② 期限内に申告できない場合に提出していた、《輸出増値税還付（免除）延期申告申請表》及び関連証明資料の提出を停止する。
- 輸出増値税還付（免除）の提出資料を簡素化
 - ① 《対外貿易経営者備案登記表》、《中華人民共和国外商投資企業批准証明書》、《中華人民共和国税関通関単位登録登記証明書》の提出を停止する。
 - ② 備案変更時における、《輸出増値税還付（免除）備案表》に変更内容のみ記入する。
 - ③ 製造企業は増値税の免除・控除・還付を申告する際に、簡素化した《免除・控除・還付申告集計表》、《製造企業輸出貨物、労務の免除・控除・還付申告明細表》を提出する。
 - ④ 製造企業は進料加工業務の年度照合消込を行う際に、簡素化した《製造企業進料加工業務の免除・控除・還付照合消込表》及び《照合消込済みの手冊（帳簿）税関データ調整表》を提出する。
- 輸出増値税還付（免除）の処理手順を最適化
 - ① 申告表で記載する業務種類を、業務種類番号表に記載されている内容に基づき記載する。
 - ② 還付（免除）申告書を提出済みで、かつ主管税務機関の承認がされていない時点で、申告書誤りがあり申告書の取り下げを希望する場合、《企業撤回増値税還付（免除）申告申請表》を提出することで、申告の取り下げができる。
- 輸出増値税還付（免除）証明の発行を簡素化
 - ① 《代理輸出貨物証明》の発行を申請する際に、簡素化した《代理輸出貨物証明申請表》を提出し、紙の《委託輸出貨物証明》は提出しない。
 - ② 貨物を積戻しする場合、または輸出貨物通関申告書を修正し取り消す場合、簡素化した《輸出貨物追加納税済/未還付証明》を提出し、《積戻し追加納税済（未還付）証明申請表》は提出しない。

- ③ 輸出増値税還付（免除）の関連証明を無効にする場合、主管税務機関に申請を提出し、発行された元の紙の証明を返さなければならない。
- 輸出増値税還付（免除）の分類管理を完備
 - ① 輸出企業管理種類の三類評価の条件に、「評価時の納税信用レベルを M とする」を追加する。
 - ② 年度評価結果は評定完成後の翌月 1 日から発効する。
 - 輸出増値税還付（免除）の便利なサービスを追加
 - ① 電子税務局、標準版国際貿易「単一窓口」、輸出増値税還付オンライン申告ツール、という三つの申告ルート無料で納税人に提供する。これら三つの無料申告ルートには、以下の五つのサービスを追加する。
 - i. 輸出増値税還付（免除）備案の撤回
 - ii. 増値税還付済の輸出貨物免除・還付申告データの誤りに対する申告調整
 - iii. 増値税専用発票、税関輸入増値税専用納付書の使い方を輸出増値税還付から申告控除へ変更
 - iv. 輸出増値税還付（免除）の関連証明を無効にする処理
 - v. 進料加工計画配賦率の調整

上記の日本語参照訳は中国語原文を一部抜粋した翻訳です。翻訳には正確を期しておりますが、中国語原文との間に解釈の相違がある場合、中国語原文を依拠とさせていただきますようお願いいたします。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。